

心神喪失者等の触法及び精神医療に関する施策・法案の検討に対する意見書

(社)日本作業療法士協会
会長 杉原 素子

現在、心神喪失者等の触法及び精神医療に関する施策・法案の検討がなされていますが、この動きに対する(社)日本作業療法士協会の基本的な考え方を下記のようにとりまとめましたので意見として提出いたします。

記

1. 国民が正しい理解を得るための十分な説明の必要性について

今回の施策・法案の検討経過を、単に司法関係者や医療関係者だけの議論に終始することなく、国民が、精神障害者の病気や障害と法制度に関して正しく理解できるような説明及び検討を行う機会を設定することが必要である。そのような配慮が欠如した場合、結果的には精神障害者全般に対する偏見の助長につながり、ひいては障害者基本法の目的と理念に反する事態を引き起こす可能性も大きいと考える。

2. 触法心神喪失者等に対する治療・援助の充実について

- 1) 法を犯してしまった者が精神分裂病等の精神病に罹患していた場合の支援は、病気の治療と法的責任性の双方からの視点で体制を検討すべきである。
- 2) 法を犯すほど機能障害が重篤な精神障害者に対する治療・援助は、より専門的、積極的に行う必要がある。
 - 1), 2)に対しては、医師、看護者以外に作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職がチームで関わる体制及び専門病棟、もしくは専門病院の整備が必要と考える。

3. 精神障害者全般に対する具体的なリハビリテーション方策の提示について

現在、精神障害者が置かれている状況は、病気や障害に対する正しい知識や理解が普及していないために偏見や差別の中で生活している方が多いこと、病気による特有の認知障害や状況判断のしにくさ等のために、犯罪に巻き込まれやすい状況があるのではないかと推察される。

今後の精神障害者に対する医療・保健・福祉の充実を図る施策の中でも、特に医療機関退院後の地域生活に関わる支援体制の充実を早急に図る必要がある。その実施によって、他の障害者施策との格差を解消し、心の健康対策や触法心神喪失者等の予防をも含む精神障害者リハビリテーションの対策が講じられなければならないと考える。

以上